

## 議事（3） 登録博物館 再登録事務について

## 1 再登録が必要な理由（法改正の背景）

- ・ 令和5年（2023）4月1日施行の改正博物館法により、登録博物館制度が見直された。
- ・ 登録制度において、
  - 施設・設備が基準を満たしているか
  - 学芸員配置・資料管理が適切か
  - 公共的役割を果たしているかを定期的に確認する仕組みが導入された。
- ・ 花巻市博物館も旧制度の登録期間満了に伴い、再登録申請が必須となる。当館では、登録博物館としての再登録申請を行うことで、事務を進めている。

## 【根拠法令】

改正博物館法（令和4年法律第24号）抜粋

## 附 則

（経過措置）

## 第二条

- 4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

## 2 登録の期限

- ・ 経過措置による：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- ・ 再登録申請期限：登録満了日の前日までに提出
- ・ 期限を過ぎると登録が失効し、「登録博物館」の名称が使用不可となる。

## 3 申請書類の概要

## (1) 登録博物館再登録申請書（様式）

- ・ 名称・所在地・設置者・管理者
- ・ 展示室・収蔵庫の面積、設備、防災体制
- ・ 運営組織、学芸員配置状況

- (2) 運営方針
  - ・資料の収集・保存方針
  - ・展示・教育普及活動の方針
  - ・調査研究の方針
  - ・地域連携・ユニバーサルデザインの取組
- (3) 学芸員の配置状況
  - ・人数、資格、担当分野、勤務体制
  - ・研修状況（県・文化庁研修への参加等）
- (4) 施設・設備の状況
  - ・展示室・収蔵庫の環境管理（温湿度・照度・空調）
  - ・防災設備（火災報知器・消火設備・避難経路）
  - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの状況
  - ・収蔵庫の安全管理（施錠・入退室管理）
- (5) 収蔵資料の管理状況
  - ・資料台帳（紙・デジタル）の整備
  - ・保存環境（防虫・防カビ・温湿度管理）
  - ・資料受入・寄贈・貸出の手續
  - ・デジタル化の進捗（写真撮影・データベース化）
- (6) 活動実績
  - ・展示（常設・企画）の実施状況
  - ・講座・ワークショップ等の教育普及活動
  - ・調査研究成果（報告書・刊行物）
  - ・地域連携事業（学校・文化団体等）

#### 4 今後のスケジュール（案）

時期	内容
令和8年2月及び7月	運営方針（案）を博物館協議会へ説明・意見聴取
～令和8年8月	申請書類の最終整理・修正
令和8年9月	市教育委員会文化財課へ再登録申請書を提出
令和8年9月～11月	文化財課による書類審査、県による現地確認
令和8年12月	再登録の可否決定・通知
令和9年1月以降	新たな登録期間での運営開始